

専門工事の入札参加条件の一部見直し

平成29年6月から、専門工事業者の保護・育成のため、工事毎に主たる工種を設定し、主たる工種を下請けに出す場合は、元請けの技術者に更なる管理能力等を要求してきました。

この度、「防災・減災、国土強靱化のための緊急3か年対策事業」等による工事量の増大に伴い、入札不成立が増加していることを受け、入札不調対策として、下記の見直しを行います。

記

○見直し内容

入札の結果、「入札書提出者無し」による入札不成立案件について、再度入札を行う際は、主たる工種を設定せずに公告することができる。

○対象

専門工事のうち、「入札書提出者無し」による入札不成立案件の再度公告。

○適用

令和元年12月26日以降の入札公告から適用。